

# 1 平成20年度予算編成方針

## 1 予算編成に当たって

日本経済の基調判断は、景気は回復している。先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると見込まれている。

国の平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針によれば、平成20年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」を踏まえ、引き続き、「基本方針2006」にそった最大限の削減を行う。地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していく事を進め、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する。国庫補助負担金については、あらゆる施策や事業について、義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域無く見直しを行うとされている。

一方、東京都の平成20年度予算は、財政再建後の新たなステージにおける財政運営の中で「10年後の東京」の実現に向け本格的なスタートをきる重要な予算として位置づけ、基本方針として都政が直面する諸課題に的確に対応すること、施策の目的実現のため、都民から貴重な財源を預かっているという認識の下、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、事業手法や執行体制なども含めて厳しく検証した上で事業を構築することとしている。また、区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ることとしている。

本市の平成18年度決算は、歳入の根幹をなす市税収入は約16億3千万円前年度比9.1%上昇を示し、個人市民税を中心として前年度収入実績を上回る決算と

なり歳入総額は大幅な伸びとなった。

その一方で、歳出決算は348億円を超える積極的な財政運営となり、投資的経費比率は15.9%と、目標数値の15%以上を2年連続で達成したところである。また、本市の行財政改革の推進状況を図る指標とされてきた人件費比率は、24.1%で、小金井市のベストとなった前年度数値を維持した。分母となる歳出総額の増額という要因はあるが、人件費のうち職員給については、平成8年度以来11年連続減少を続け、人件費総体の伸びを最小限に抑えることにより、大量の定年退職問題に対応しているところである。

また、財政構造の弾力性等質的な改善状況を図る代表的な指標である経常収支比率は、前年度の91.2%から88.1%となり、特例債を除いた場合でも93.3%となった。これら代表的な財政指標の改善は、これまでの財政健全化に向けた全庁的な取組の成果であり、行財政改革のベクトルは、持続可能な財政基盤構築に向けた伸びを続けているといえる。しかし、行財政改革は道半ばであり、三位一体の改革、第1期改革による一般財源の大幅な減少、臨時財政対策債による財政運営、既に始まっている大量の退職者問題、新焼却施設建設に向けての取組、事業の進展に伴う武蔵小金井、東小金井両駅の周辺整備、老朽化した施設の改修、高齢社会への取組等厳しい財政運営に市は既に直面している。今後更なる行財政改革を推進し、多様化高度化する市民ニーズに応え、残された課題を先送りすることなく、「誇りと愛着の持てるまち」、「自信と活力に満ちた、元気な小金井」を創造していかなければならない。

このような状況認識の下、平成20年度予算編成に当たっては、地方分権に伴う自治体間競争の中、「小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）」の主眼である「質の改革」を基本方針に据え、変革と創造による自律的な自治体経営を目指し、「行財政改革の実行」、「政策の計画的推進」、「限られた財源の重点的かつ効果的配分」を融合的に行い、更なる事業の「選択と集中」により、実施計画に盛り込まれた「小金井の将来を見据えた施策」を実現するものである。

次に示す基本方針により、予算を編成するものとする。

## 2 基本方針

- (1) 「小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）」の基本方針を踏まえ、第2次行財政改革の実施計画に盛り込まれた改善項目については必ず見直すこと、それ以外の事務事業についても、社会経済情勢の変化等あらゆる視点から見直すものとし、国及び東京都の今後の改革の動向等に十分留意して平成20年度予算の見積りに的確に反映させること。
- (2) 限られた行政資源の最適な配分と最大活用により、市民サービスの充実と市民満足度の向上を得るため、更なる事業の「選択と集中」を行うとともに、枠配分方式による予算編成を一部拡大試行実施することにより、事業担当部局による自主的、自律的な予算編成を行うこと。
- (3) 歳入の見積りに当たっては、経済情勢の推移や国・都の予算編成の動向等に十分留意しつつ、市の施策上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。市税収入については、課税客体の的確な把握と収入率の一層の向上に努めること。また、都支出金については、「今後の財政運営の指針」に伴う補助金等の動向には十分注視し、状況によっては必要な働きかけを行うなど、積極的な確保に努めること。
- (4) 新規事業については、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、必ず既定事業の徹底した見直しにより所要財源の確保を図り、社会経済情勢の変化に応じた真に必要かつ緊急性のあるものを選択することはもとより、事業の性格やその効果を勘案し、原則として期限を設定すること。

また、既定事業については「ゼロベース予算」を基本とし、前年度の予算実績に捉われることなく事務事業の見直しを必ず行い、レベルアップは財源を確保すること。行政評価対象事業については、評価結果に基づき縮小もしくは廃止すること。

- (5) 人件費、扶助費、公債費その他法令等に定められている義務的経費については、

適切に見込むこと。特に、扶助費の市単独分については、真に扶助を必要としている事業に重点配分すること。

- (6) 負担金補助及び交付金については、既存のものについては行政評価を行い、新規レベルアップを行う場合は厳しく検証の上、補助金検討委員会に図ること。
- (7) 各事業の実施に要する経費の見積りは、過去の実績にとらわれることなく事業効果、事業実施方法等を十分に検討し、適正に行うこと。特に、前年度及び本年度において流用増減を行った経費、執行率が低い経費については、内容を再度確認し、適切に見積もること。
- (8) 義務的経費を除く事務費等の経常的経費については、厳しく抑制することとし、所要経費は、別紙「予算編成要領」により要求すること。
- (9) 職員数については、現在進めている第2次行財政改革の目標に沿って減員すること。なお、既定の事務事業についても民間委託の導入を検討する等、人件費の抑制に努めること。
- (10) OA化については、市民サービスの向上のみならず、事務事業の簡素化、効率化を図る観点から、その必要性和投資効果等を十分に検討の上、より効率的なシステムへの転換を進めること等により経費を削減すること。
- (11) 基金については、設置目的に沿って活用し、市民福祉の向上や施設整備の推進等を図ること。
- (12) 特別会計にあつては、所管事業の状況を的確に踏まえ、経費を徹底して精査する等、一般会計と同一基調に立ち、適切かつ効率的な管理運営を行うこと。  
常に財政運営の健全化を図り、各会計内において、自主財源の確保に最大限努力すること。

以上この方針に従い、予算を編成するよう指示する。

平成19年10月12日

小金井市長 稲葉 孝彦